



※ 拾得物件受理日から起算して

○ 拾得物件公告期間（遺失者への返還期間）：3か月

【公告期間経過後、禁制品は国に帰属、個人情報関連物件は廃棄】

○ 拾得物件所有権取得期間（拾得者への引渡期間）：2か月

所有権取得期間経過後、県帰属

└─ 現金は県歳入

└─ 物品は売却（売却金は県歳入）又は廃棄

【権利放棄された拾得物件は、3か月の公告期間後、県帰属】